

2 経済連携と我が国の将来

イノベーションの促進は生産性の向上をもたらすが、イノベーションを生みやすい経済環境として最も重要なものの一つが自由貿易である。これまでの我が国は、自由貿易体制を志向する国々の中で成長を遂げてきたが、この点は何ら変わっておらず、一国内で閉じている場合と比べ、事業者は規模の経済性を生かせる余地の大きい世界市場で活動し、消費者はより多様な選択肢を得ることが出来ている⁴⁶。こうした経済環境下において、我々は、それが無い孤立した状態と比べると格段の利益を享受している。この体制では、新たに加わってきた新興国が、先進諸国との貿易を通じて高い成長を実現するだけでなく、先進諸国も、新興国との交易を通じ、実質的な所得水準の向上を果たしている。ここにおいて重要なのは、グローバルな競争や連携を通じ、ダイナミックな意味でもイノベーションが促進されることである。もっとも、自由な交易は社会全体の厚生を改善するとしても、構成員全員が等しくメリットを享受できるとは限らず、有利となる人から不利となる人への事後的な再分配が求められる場合もある。また、自由な交易が常に安定的というわけではなく、幾つかのリスクを伴っている。

(1) 財・サービス貿易の自由化メリット

●経済連携協定の相手先には拡大余地が大きい

まず、我が国の財・サービス貿易について、経済連携協定／自由貿易協定締結相手との貿易額が貿易総額に占める割合を見ると、輸出入ともに2割程度に止まっている。他方、アメリカの場合は、FTAを締結している国への輸出が4割程度、韓国の場合は同比率が6割程度と高い水準になっている。EUとして地域経済統合を果たしているドイツについては、いわゆるEU域内とFTA相手国合計の割合が7割程度に上る。なお、中国についても、WTOへの加盟を果たした後にFTAを積極的に進めたことから、約3割の輸出がFTA締結先向けとなっている(第1-3-9図)⁴⁷。

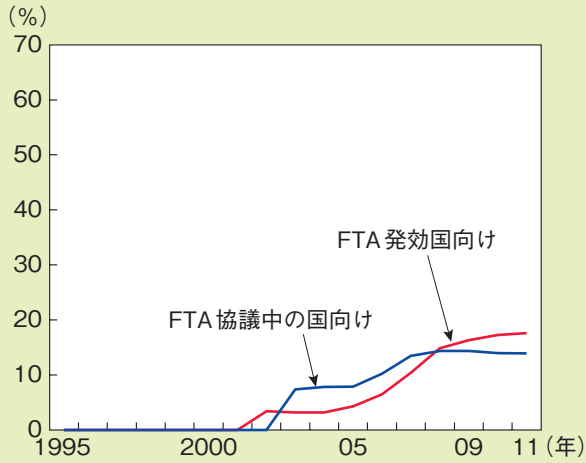
注 (46) 自由貿易体制の維持は、WTO等の多角的貿易体制によることが基本だが、利害調整に要する時間や事案の複雑さといった理由により、次第に二国間での地域貿易協定が増加した。かかる協定については、同一国が締結した協定でも締結相手国・地域によって地域的な取り決めへ拡がる場合もあるが、適用される関税等が複数設定されることが多く、本来の比較優位構造を歪める結果になりかねないとの指摘がある(スパゲッティボール現象)。他方、地域貿易協定を段階的に拡大することは、自由貿易を拡大していく現実的な第一歩として評価する声が主流となってから久しい。なお、現在我が国が交渉参加に向けて関係国と協議を行っている環太平洋パートナーシップ(TPP)協定は、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の1つとして位置づけられている。

(47) なお、国際経済ルール上、EPA/FTAはGATT(関税及び貿易に関する一般協定)／WTO(世界貿易機関)体制の例外として位置づけられ、GATTにおいて「妥当な期間」内に、「構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について」、関税等を廃止することを条件として一部のGATT締結国間で特恵的な自由貿易協定を締結することが認められている。

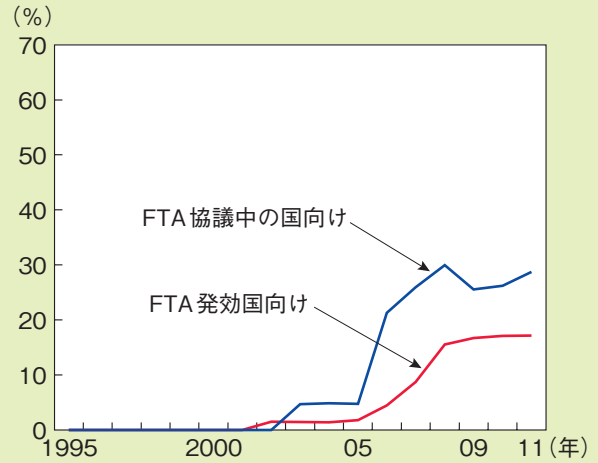
第1-3-9図 自由化相手国のウエイト

他国と比べ我が国の貿易に関する経済連携は出遅れ

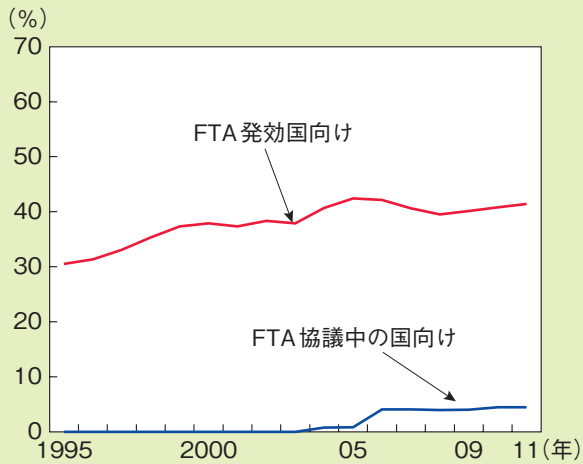
(1) 日本（輸出）



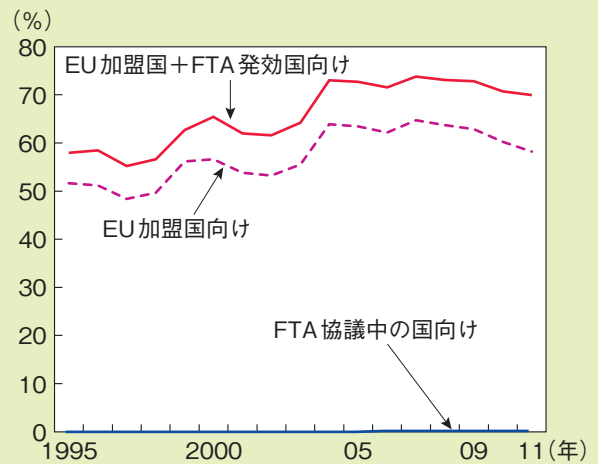
(2) 日本（輸入）



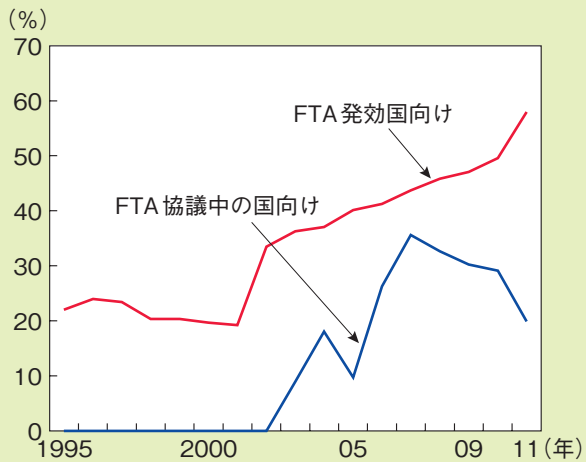
(3) アメリカ（輸出）



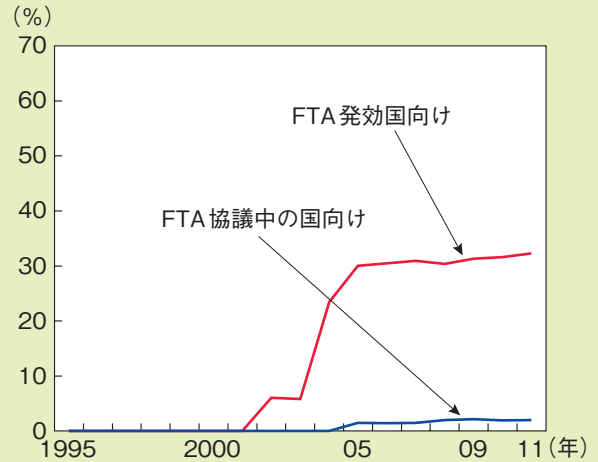
(4) ドイツ（輸出）



(5) 韓国（輸出）



(6) 中国（輸出）



(備考) WTO “RTA database”、OECD “OLIS database” により作成。

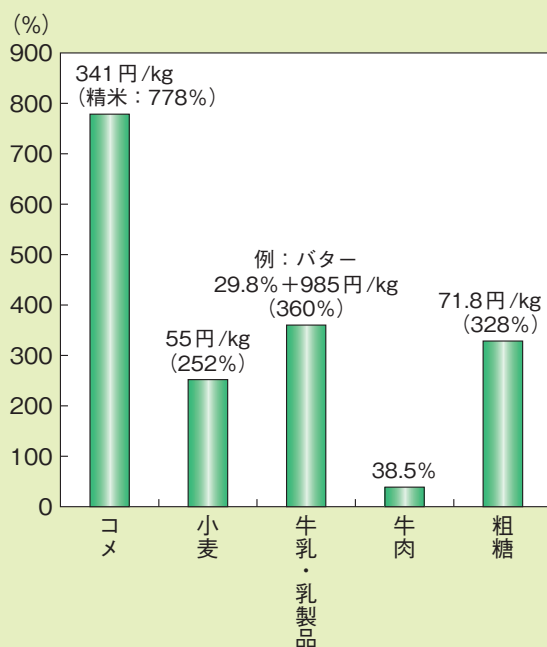
●自由化利益を享受できる余地もいまだ大きい

我が国の関税水準について、下図に示した（第1-3-10図）。既存の試算では、関税等によって生じている歪みを取り除くことは経済利得を生みだし、経済全体としては生産性改善や消費者余剰の増加という利益を生み出すことが示されている⁴⁸。内閣官房の「EPAに関する各種試算」⁴⁹によると、様々な自由化枠組みによってGDP換算の経済効果は異なってくるが、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）が実現した場合には、1.36%程度、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定であれば0.48~0.65%程度⁵⁰の効果が期待されるとしている。

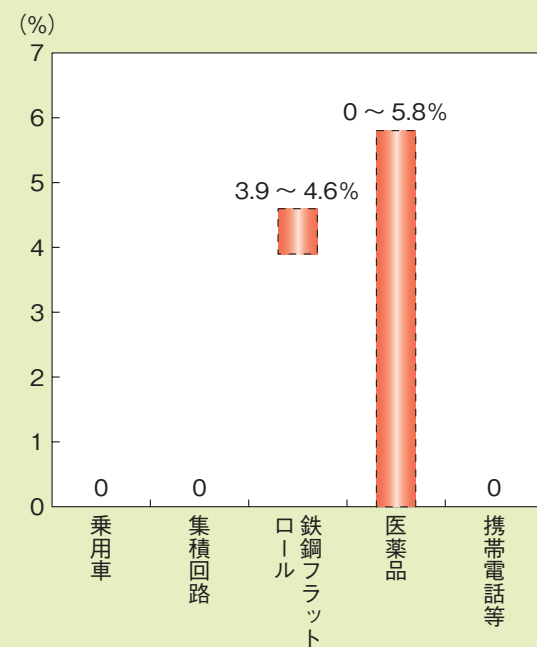
第1-3-10図 我が国の関税率

多くの工業製品では既に輸入の関税障壁は無い

(1) 農産品関税率の例



(2) 工業製品関税率の例



- (備考) 1. 内閣官房「EPA関連資料集」、財務省「実行関税率表」により作成。
 2. 牛肉以外の（ ）内の数値は、従価税換算値。これは、WTO農業交渉（2000～）において、非従価税の関税削減幅を決定するために、基準時（1999-2001）の輸入価格及び国際価格を基に算出された数値。

注 (48) 内閣府（2004）、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2008b）等。
 (49) 本試算は、応用一般均衡モデル（GTAPモデル）を用いている。GTAPモデル試算においては、為替相場は固定であること、各国の総雇用は不変であること等を前提としている。また、試算の際の政策の定量化やシナリオの想定には、自由化効果を計算する際の関税等価率の引下げ幅、貿易財の価格低下の効果（例：輸出の増加による国内生産の増加、輸入の増加による国内生産の減少、実質的な所得の増加、消費の増加）、自由化によって生じる技術変化（例：競争促進的な生産性の向上）の程度、さらには、新たな投資によって生じる効果（例：資本の蓄積による経済成長との関連）等、結果に影響を与えるものが含まれる。こうしたモデル試算には、データベースの特徴、モデル式の特徴、そして試算の前提が結果に影響するため、解釈に当たっては、幅を持って見る必要がある。また、貿易投資の自由化効果を計算するモデル式においては、ある程度均された中期的に期待される変化を求めている。したがって、短期的な雇用の変動等は含まれていない。さらに、モデルの構造パラメーターについては、各国・地域間の財の価格弾力値を過去の実績から想定されている。こうした過去の実証データに基づく前提はある程度幅を持って見ることが通例である。
 (50) 0.48%は8か国（シンガポール、ベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド）において締結した場合の効果、0.65%は上記8か国にマレーシア、カナダ、韓国を加えた11か国で締結した場合の効果。

(2) 投資拡大のメリット

● 対外直接投資の収益率は高水準

我が国の対外投資残高は企業のグローバルな事業展開を反映したものであり、今や75兆円弱まで増加している⁵¹。地域別の投資残高は、北米が最も多く、次いでアジア、EUの順であるが、2010年の投資収益率では、資源国を含むその他世界、アジア、中南米の順になる。こうした新興国向けの直接投資残高は増加しているものの相対的に少なく、投資収益率は高い（第1-3-11図（1）及び（2））。直接投資の収益率は相手先国の所得水準が低い（高い）方が高く（低く）、また、直接投資残高の残高が多い（少ない）相手先の所得水準は高い（低い）という一般的な関係は、直接投資の累積と受入国の資本蓄積が同時に進んでいることも意味する（第1-3-11図（3）及び（4））。受入国の資本累積が進めば、投資収益率は低下するものの、高まる所得・購買力によって、投資先から輸出先としての重要度が増していくだろう。

こうした双方のメリットを生かすためにも、対外投資を巡る不確実性や不安定性は低下させるべきであり、経済連携等の枠組みの中において、受入国との間で予見可能性の高い投資サービスに関する取極めを結んでいくことが重要である。

● 対内直接投資の抑制要因を除去

対外投資が増加していく中、諸外国からの国内向け投資、いわゆる対内直接投資については、従前より、主要国に比べて低位に止まっている。投資残高は様々な経済活動の結果であり、対内投資は市場の状況や賃金等の水準によって大きく影響を受ける。また、例えば、OECDのFDI制限指数が大きいと投資残高GDP比が小さいという関係が示唆されることから、我が国についても、何らかの規制によって対内投資が少ないのではないかの議論がしばしばなされる（第1-3-12図（1）及び（2））。

加えて、我が国への対内直接投資は、FDI制限指数が示唆する水準よりもさらに低く、FDI制限指数を構成する要因の外にも阻害要因があることが示唆される。過去の研究においては、例えば、専門技術・管理者率が低い国では直接投資、特に先進国間で行われる水平分業的な投資が少ない傾向と指摘されている⁵²。また、FTAの締結、非経済的な要因として言語の違いや投資国との物理的な距離、が指摘されている⁵³。

そこで、世界銀行の作成しているデータを用いて一般的な対外投資とFDI制限を含めた規制等との関係を分析すると、投資の制約要因としては、税制（法人税負担）、訴訟制度（契約履行の執行力）、起業制度（事業立上げ手続き）の三点が相対的に有意な要因になるという結

注

(51) なお、同じく2011年末の証券投資残高は262.3兆円である。

(52) 例えば、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2008）がこうした点を指摘している。

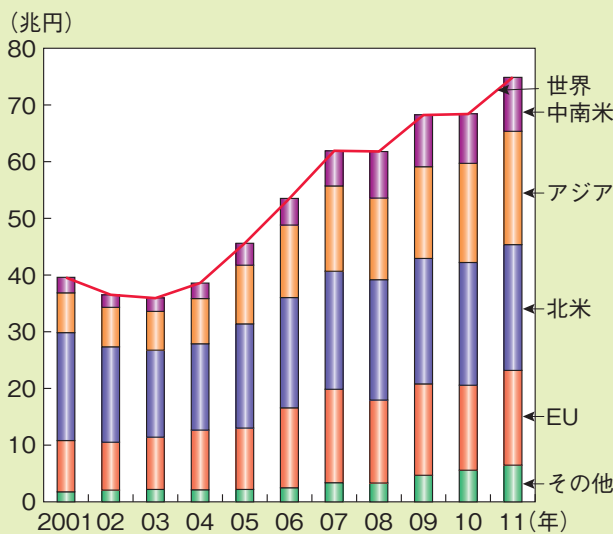
(53) 例えば、内閣府（2011）では、所得、距離、言語の共通性、国境の有無、FTAの有無を説明変数として推計し、それらが有意であることを確認している（第2-1-14図（3））。

果が得られた（第1-3-12図（3））。なお、我が国の法人税率については、諸外国、特にアジア諸国との比較において高いと指摘されてきたが、2012年の4月より適用される本則税率は、4.5%（普通法人）の引下げ、地方税分を含めると約5%の引下げとなっている⁵⁴。こうした措置が対内投資の増加と新たな企業の参入を促進し、イノベーションの増加につながる事が期待される。

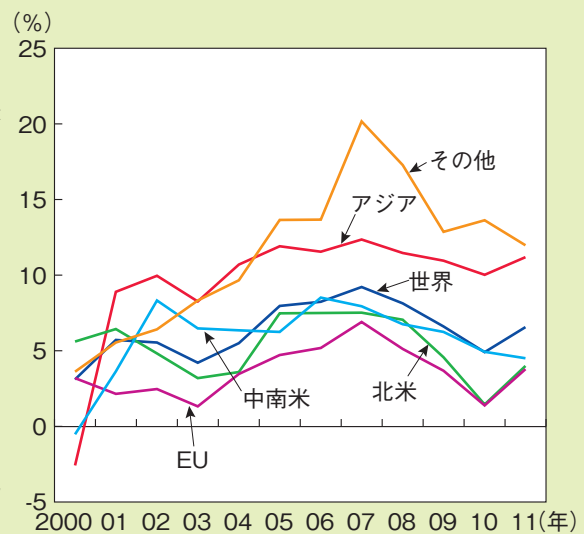
第1-3-11図 対外投資の現状

アジア向けの投資収益は高水準だが、欧米向けは低水準かつ低下傾向

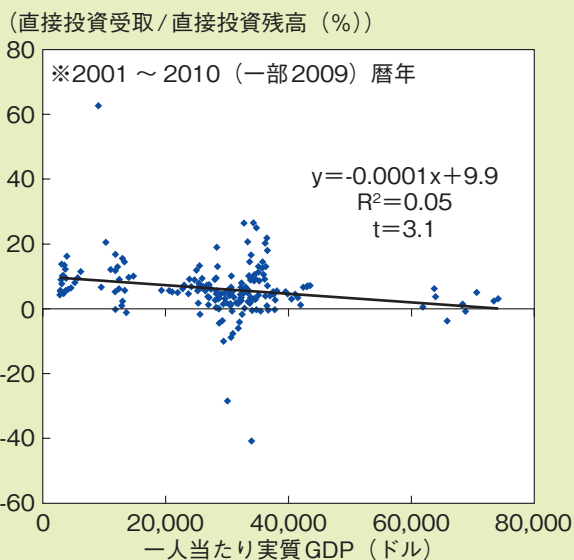
(1) 地域別対外直接投資残高の推移



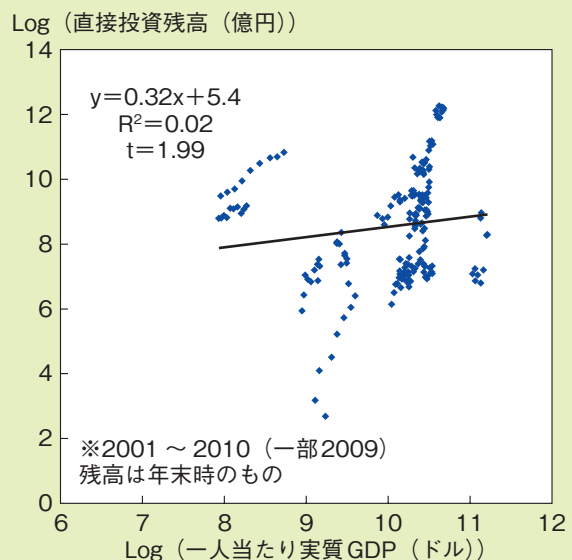
(2) 地域別対外直接投資収益率の推移



(3) 投資収益率と投資先の所得水準



(4) 投資残高と投資先の所得水準



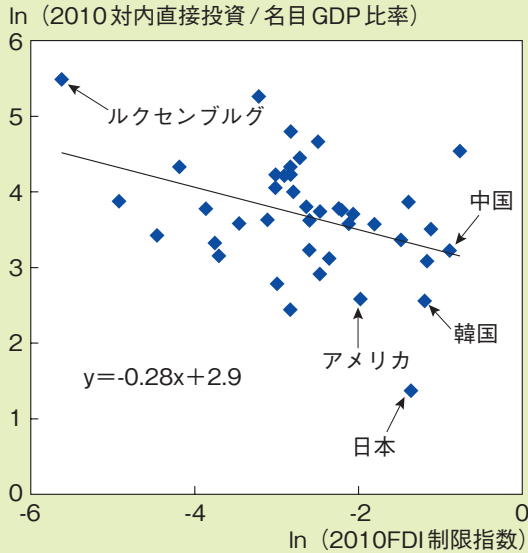
(備考) 1. 財務省「国際収支統計」、OECD.statにより作成。
2. (1)の直接投資収益率は (当年直接投資収益) / ((前年直接投資残高 + 当年直接投資残高) ÷ 2) で示した。

注 (54) 2012年度以降の3年間は、税率引き下げ後の法人税額に対して、10%の復興特別法人税が課される。

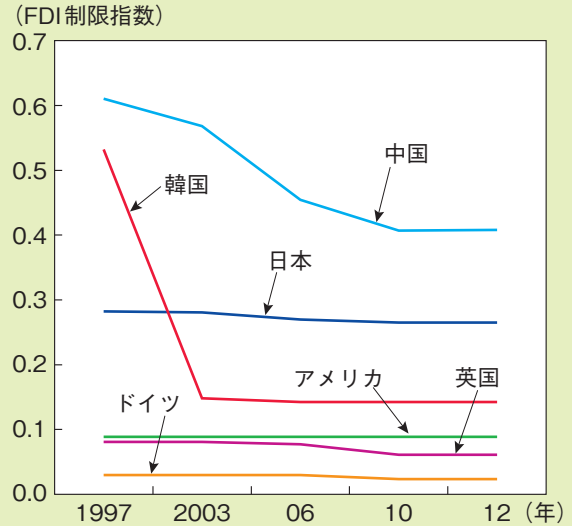
第1-3-12図 対内直接投資と国内制度

我が国への対内直接投資は、障壁が高く、低水準にとどまる

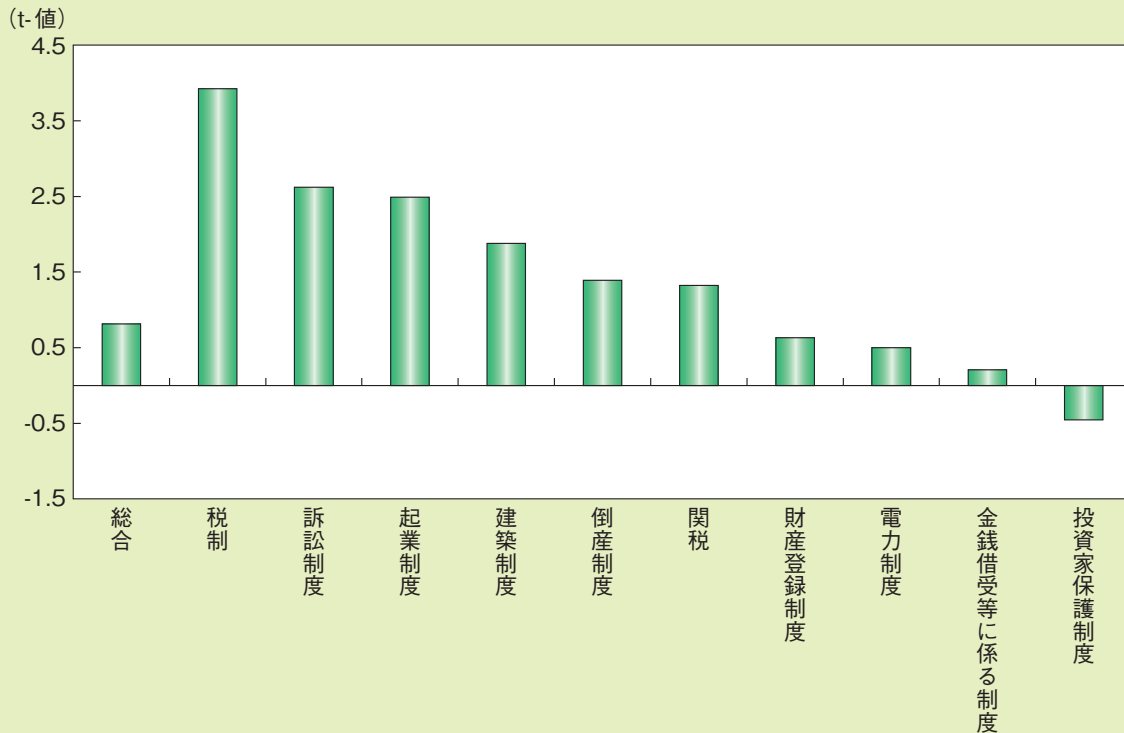
(1) 対内直接投資とFDI制限指数の関係



(2) 主要国のFDI制限指数の推移



(3) 対内直接投資の増加に寄与する国内制度



(備考) 1. (1) (2) はOECD “2012FDI Restrictiveness index by Country”、OECD.statにより作成。

2. (1) のt-値は-2.6。

3. (3) は「Doing business data」(世界銀行)により作成。

各国の対内直接投資/名目GDP (%)と各項目の国別ランキング(各項目の規制環境が海外企業にとって事業を行いやすいものであるほどランキングが高い)を回帰分析した場合のt-値を示した(符号は逆転させている)。数値が高いほど当該項目の制度改善が対内直接投資/名目GDPの向上につながる性質を有することを示す。